

キャッシュカード規定(個人) ※下線が追加・修正部分

改定前	改訂後
1. カードの利用 (1)～(4) (略) (5) その他当行所定の取引をする場合	1. カードの利用 (1)～(4) (略) <u>(5) 「営業店タブレットシステム利用規定」に基づき、当行所定の取引を行う場合。(新設)</u> <u>(6)</u> その他当行所定の取引をする場合。